

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【隠岐の島町】

(令和5年10月23日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
町営住宅の入居申込み	パートナーと入居できます	○		建設課	08512-2-8564	
住民基本台帳の続柄の表記	パートナーの住民票の続柄を「縁故者」に変更する。	○		町民課	08512-2-8560	